

## 地方独立行政法人公立甲賀病院役員報酬等規程

## (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人公立甲賀病院(以下「法人」という。)の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人公立甲賀病院給与規程(以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)が役員を兼ねる場合は役員として報酬は支給しない。

## (報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、給与規程第22条の規定の例による。ただし、第7条に規定する日額の報酬の支給については、月末締め、翌月の報酬の支給日とする。

2 特別の事情があるときは、理事長は前項の支給日を変更することができる。

## (給料)

第4条 常勤の役員の給料の額は、次の表のとおりとする。

区分	給料の額(月額)
理事長	750,000 円
副理事長	650,000 円
理事	550,000 円

## (通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

## (賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、基準日現在において受けるべき給料の月額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の227.5を乗じて得た額とする。

3 前項の賞与の額を定めるにあたっては、地方独立行政法人公立甲賀病院評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

4 第2項の賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。

## (非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、日額50,000円とする。

2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

## (日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により給料を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

## (給与の支払方法)

第9条 役員の給与は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

## (端数の処理)

第 10 条 この規程により計算した金額に、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職手当)

第 11 条 役員の退職手当については、支給しないものとする。

(その他)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。